



教職員の逸脱に対するコントロール装置の構築：
箕面市教職員により作成された『スクール・セクシ
ャル・ハラスメント防止マニュアル』の意義(2004
年度コロキウム)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 玉井, 真理子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004934

2004年度 コロキウム

教職員の逸脱に対するコントロール装置の構築
—箕面市教職員により作成された『スクール・
セクシャル・ハラスメント¹防止マニュアル』の意義—

玉井 眞理子

1. 教職員によるマニュアルはなぜ必要なのか

2004年12月11日付有名各紙朝刊の第一面は、2003年度の「わいせつ教員」が「過去」最多の196人に上ったと報じた。ここでいう「わいせつ教員」とは、児童・生徒や部外者へのわいせつ行為等で懲戒処分を受けた公立学校（小・中学校・高校、盲・ろう・養護学校）の教職員を指す。従って「過去最多」とされる教職員には、私立学校の教職員は含まれていない。また「過去」というのも、文部省が統計をとり始めた1977年度以降のわずか26年間に過ぎない。教職員と生徒との間には、年齢の上下、指導する/される、評価する/される等、幾重にも権力が作用しているため、被害生徒が声を上げにくいことを考え合わせるならば、この「わいせつ教員」数が、決して確定された総数をあらわしているのではない点は強調されなければならない。

とはいえ重要であるのは、教職員は教育者の権力を行使して、指導すべき未成年者の「生徒」というカテゴリーを無徴化²し、「セクシャルな対象」へと類別化することが可能であることが露見され、こうした教職員の逸脱行為をいかにコントロールするかということが社会的な重要課題となったことである。つまり教職が過度に神聖視されていた頃には、顕在化しにくかった教職員の性犯罪に関わる行為が、逸脱であると公的に承認されるようになったのである。その背景には、教職員に対する人びとの不信が高まれば、「先生のいうことをきかなければならない」というルールのもとで成立している教育制度の根幹を揺るがしかねないという、教育行政、ひいては社会全体の危惧がある。

教育行政がこれまでさまざまな対応を展開してきたのは、周知の通りである。文部省は1999年、「文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する制定等について」という文書を発表し、セクシャル・ハラスメントの定義と「基本的な心構え」を示した。また各教育委員会は、文部省が定める指針に基づき、教職員によるセクシャル・ハラスメントの防止のための冊子を作成した。例えば大阪府教育委員会は、1999年に「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために」を、また2003年に『教職員による児童・生徒に対するセクシャル・ハラスメントを防止するために QA集』を作成した。この『QA集』は、教職員の児童・生徒に対するセクシャル・ハラスメントの防止を目標に掲げ、教職員のセクシャル・ハラスメントに対する理解を深めるのみならず、早期発見のための対策や、セクシャル・ハラスメントの事象が発生したときの対応、さらには研修用の事例も示している。そして学校全体の対策として、カウンセラー等を招いての研修会を行う、また生徒のための相談窓口を設ける、などの対策を実行することを呼びかけてきた。

しかしながらこれら諸策が形式的整備にとどまるのではなく、教職員の性的逸脱行為をコントロールする上で実質的に有効なものとなるためには、行政や専門職組織からの一方的な規範の提示だけでは不十分であるのはいうまでもない。一例を挙げるならば、研修会が行われたことになっていても、実は管理職が注意を呼びかけるに過ぎなかった、また相談窓口の担当者は決まってはいるものの、肝心の生徒が相談窓口の存在さえ知らないというケースは筆者の知る限り少なくない。これらは、教職員の逸脱に対するコントロール策がいわば骨抜きにされていることのあらわれだとはいえないだろうか。

このようなコントロール策の形骸化を阻止し、さらには教職員自らの手でより実効性のある豊かなコントロール策につくりかえるためには、教職員の側が、教職員集団の行為を望ましい方向に導く意識的な態度を主体的に呼び起こす必要がある。教職員は、教職員間及び教職員/生徒間の相互作用の場の当事者であるが、まさにその当事者であるからこそ、学校という空間における意味世界<学校空間で共有されている意味の体系>の再構

築を行う上で、重要な役割を果たすことができるのではなかろうか。

箕面市では教育現場に身を置く小・中学校の教職員が中心となり、『学校でセクシャル・ハラスメントが起こったら＝子ども支援マニュアル』が作成され、2004年11月に箕面市の公立小・中学校の全教職員に配布された。以下では被害生徒の支援に焦点づけ、このマニュアルにおける支援の方法論を検討してゆくことにしよう。

2. 被害生徒の視点により一層近づぐために

このマニュアルは、セクシャル・ハラスメントが起こらない学校環境づくりをしようという強い願いが動機付けとなって作成された、教職員向けの小冊子である。この願いを実現するためには、生徒が何らかの被害に遭った事態に備えて、即座に対応できるシステムづくりがなされていなければならないことはいうまでもない。

作成に関わったスタッフは、日頃接している生徒や教職員の姿を思い浮かべながら、被害生徒はどのように自己の置かれた状況を認識するのか、教職員の支援の限度はどこまでなのかを視野に入れた議論を積み重ねた。このようにして、現実の生徒と教職員、教職員間の人間関係に根ざした支援システムの確立が目指されたのである。以下に明らかにされるように、この冊子はマニュアルと名付けられているが、単なる手引き書ではない。

具体的にまずマニュアルの骨子を、構成の順にならって概観しておく。

- I 「はじめに」：なぜこのマニュアルの作成にとりかかったのかの理由が述べられる。その理由については先に述べた通りである。
- II 「学校でセクシャル・ハラスメントが起こったら」：まずスクール・セクシャル・ハラスメントの事例が提示され、次にこの事例に関するワークシートが用意されている。これについては後で詳しく説明する。
- III 「セクハラ被害を受けた子どもの心理状態」：生徒の側に被害認識のある場合とない場合を想定し、それぞれの場合に分け、生徒の心理状

- 態が生徒の言葉で示される。その上で、生徒が被害を言葉にすることができない時、しばしば表出される態度や兆候の例が挙げられている。
- IV 「最初に聴いた人がすべきこと」：相談することによって被ることになるかもしれない不利益を心配しながら生徒が打ち明けていることを相談者は考慮し、生徒が言うことを聴く上で、どのような態度が好ましいかを具体的に示している。
- V 「被害生徒を支援する動き」：相談を最初に打ち明けられた人を含む、三名以上の支援チームを立ち上げ、改めてこのチームで生徒の話を聴き取る。被害の拡大を防ぐために、このチームの構成員として誰がふさわしいか等が示されている。
- VI 「加害教職員に対する動き」：訴えを受けた教職員への対応は、何らかのつきあいのある同僚教職員は避け、管理職と教育委員会が行うとされる。
- VII 「管理職の役割」：先の管理職の職務に加え、教育委員会、校内の教職員、保護者等への報告等の役割を果たす責務が課されている。なお留意すべき点として、被害生徒のプライバシーの保護に努める等が挙げられている。
- VIII 「セクハラ防止に向けて」：セクシャル・ハラスメントが起こらない環境づくり、加害者をつくらないための教育の実施等が示されている。
- IX 「参考資料」：「子ども家庭相談室」を始めとする外部機関の紹介。
- X 「おわりに」：マニュアルの作成に携わったスタッフの思いや次の願いが記されている。「このマニュアルが、学校でセクシャル・ハラスメントが起きてから活用されるのではなく、起きないように環境作りを推進するために使ってほしいと願わずにはおれません」。

以上に示される支援システムの流れは、改めて次のようにまとめることができる。①相談員は、言葉にすることすらできないかもしれない生徒の心理状態に配慮し、生徒の言葉を全面的に信頼する態度で対応する。②生徒の了解を得られた場合にのみ、記録を取るなど慎重に行動する。③相談者がバーンアウト³ するなどの副次的被害を避けるためにも、生徒の了解を得た上で支援チームを結成する。④結成と同時に管理職に報告する。⑤

訴えられた教職員に対する調査や加害認定、処分等の対応は、そのいっさいを管理職と教育委員会が連携して行う。⑥管理職は教育委員会をはじめとする関係各所に支援チームが組織化されたことや、調査を行っていることを報告する。

ところでこのマニュアルの特徴は、セクシャル・ハラスメントが被害生徒にどれほどのダメージを与え続けるかを想起させることに重きがおかれている点にある。生徒の被害を最小限に食い止めることができるか否かは、相談にあたる教職員が、被害生徒の心理状態をどれだけ深く理解するかにかかってこよう。だがこの責務をいつ、誰が果たすことになるかは予想できるものではない。従って、被害生徒の視点に近づくための何らかの試みをしておくことが必要となってくる。

他者への共感を呼び起こす有効な方法の一つに、物語の登場人物への感情移入がある。このマニュアルでは、最初の導入部に物語（フィクション）が記されている。それは物語を通して被害生徒がおかれている状況に身をおくことにより、被害生徒の視点にいつそう近づいた支援行動を起こすことが期待されているからであろう。

従ってこの物語は、マニュアルの核心部分となっているとって過言ではない。いささか長くなるが、以下にフィクションを一部省略して引用しておきたい（なお、この物語は、生徒が養護教職員に打ち明けた話の要約として書かれていることを断っておく）。

ある日、いつものミーティングの途中でキャプテンが急に担任に呼ばれ、席をはずした。Aさんは、顧問とともに待っていたが、下校時間もすでに随分過ぎていたので、「俺が車で送って行ってやろう！」と強引に助手席に乗せられた。

日頃から、他の部員はそうでないのに、自分だけがこの顧問にファーストネームで呼びすてにされることが不愉快に思っていたこともあり、顧問との関係が親密になりすぎることのないように気をつけていた。車中では部活のことに全く関係のない異性関係についてしつこく聞かれたり、さりげなく太股に手を置かれたりするの嫌だった。

何日か経った後、練習後に何人かが残され、体力トレーニングをするように言われたときのことだった。柔軟性を高めるための練習で、両足首をもたれたり、背中に上からおおいかぶされたりするときの、ねとつとした感触に不快感でいっぱいになっていた。

気になり出すと何もかもがいやになって、クラブが楽しくなくなってきた。練習を休みたいと親に訴えても「副キャプテンなんだからダメなんじゃない」と取り合ってもらえなかった。友だちのCさんに「柔軟のとき、自分だけさわり方が気持ち悪かった気がする」と言っても、「気のせいよ、あの先生がそんなことするはずがない。ありがたいと思わなくては」と苦しい思いをわかってもらえなかった。自分の担任は顧問と仲がよさそうなので、言えるわけがない。部活のことだからキャプテンにとも思うが、彼女はチームのレベルが上がることで精一杯。もう誰にも言えず、つらさだけが増していき、勉強も手につかなくなってきた。

顧問の日常的な振る舞いによるこの生徒の「被害」は明白である。つまり精神的苦痛と、これに伴うであろう学力低下である。

だがAさんが言葉にした限りにおいて、顧問の行為がセクシャル・ハラスメントに該当するかを判断するのは容易ではないだろう。マニュアルのどこにも、解答は記されていない。

用意されているのはワークシートであり、そこには次の問いが並んでいる。①スクールセクハラ事例を読んでどう思いましたか。②この事例の、どの部分がセクシャル・ハラスメントですか。③Aさんは、どんな気持ちですか。④あなたがAさんなら、どうしたいですか。⑤あなたが相談を受けた養護教諭なら、どんなことができますか。⑥あなたが、この養護教諭から相談されたらどうしますか。⑦Aさんに対してできる支援はどんなことですか。

従ってマニュアルを手にした者は、先のワークシートを通して自己の意味世界を問い直す作業を行うことになる。その問い直しは、それまで自明視してきた自己の言動の一つひとつを見直す契機をもたらすであろう。

3. 絶えまざる知識の構築作業の必要性

ここで取り上げたマニュアルの「完成」および「配布」は、いずれもスクール・セクシャル・ハラスメントに関する知識の構築作業過程の通過点である。完成にいたるまでの過程で、マニュアルの作成に携わったスタッフは、そのメンバー間のみならず、カウンセラーや研究者との数多くの相互作用を経ている。なかでも代表的な例は、2004年5月29日に開催された大阪女子大学女性学研究センター第一回コロキウムであった。このときセクシャル・ハラスメントに具体的に携わってきた弁護士、カウンセラー、女性学研究者、社会学研究者、子どもの人権擁護団体のメンバー等の参加者から、示唆に富む多くの指摘がなされ、マニュアルが一層洗練されるに至った。

配布された後は、今度は箕面市の各小・中学校における、教職員間の相互作用を通して、更なる構築作業が求められる。マニュアルの最初のページには、この冊子が完全な答を提供するものではないと断った上で、多くの教職員間でなされる議論のたたき台となることを願っていると記されている。そして引き続き、次の言葉で締めくくられている。「その議論こそ、真に被害児童・生徒を支援する確かな制度を構築するものだと考えています」と。

2005年1月14日、箕面市の小・中学校の教職員に向けて、教育フォーラムが例年通り開催された。この機会にマニュアルづくりを行ってきたスタッフは、先のフィクションを寸劇にして演じ、その後いかに教職員が対応すべきかを、マニュアルに沿って簡潔かつ丁寧に解説した。部屋は約80脚のいすで一杯になったが、それだけでは足りず、部屋の両隅で地べたに座る姿も10余名ほどみられた。

この寸劇の上演及び対処策の解説は、二つの効果をもたらした。一つは多くの学校における議論の契機をもたらしたことである。筆者の知り得た範囲において、フォーラムに参加した教職員の感想は、およそ次の3点にまとめることができる。①今後校内研修でセクハラ問題を取りあげたい、②セクハラ問題の学習会を職場で行う必要性を痛感した、③子どもに対する日頃の態度や実際に相談を受けた時の対応を職場で話し合っていた

い。事実、フォーラム終了後間もなくスタッフは、ある学校の校内研修で、寸劇と解説講演をして欲しいとの依頼を受けている。

もう一つはロールプレイの重要性の発見である。寸劇で主人公Aさんを演じた教職員は、自分の思いを親にさえわかってもらえない場面で、涙がこぼれそうになったという。それはマニュアル作成過程では、スタッフの誰一人経験しなかったことであった。物語を読むという行為に比べ、実際に演ずるという行為は、より共感が深められることが確認された。従って多くの学校で校内研修等の機会に、さまざまな教職員によってロールプレイが行われることにより、一層被害生徒の視座に近づくことができるのではないだろうか。むしろフィクションに手を加え、男性が被害生徒を演じてもよい。男子が被害生徒になるケースもあるからだ。

ただしこのマニュアルには課題が残されている。ここでは二つを指摘しておく。一つはケア役割を女性教職員にゆだねている点である。例えば被害生徒の支援チームには女性を過半数にすることが望ましいとある。これは被害生徒が男子である場合でさえ、男性教職員によって二次被害を加えられることがしばしばあるという実例をふまえて決断された⁴。もう一つはセクハラ防止に向けた具体策が示されていない点である。例えば加害者をつくらないための授業を実施するとあるが、これは非常に難しい。

もっとも以上の課題の克服も含め、被害者の視点に立つ努力を怠ることなく、セクシャル・ハラスメントに関わる議論をつむいでゆくことが重要である。その絶えざる作業こそ、教職員の逸脱に対する社会的コントロールが形成・維持され、一層洗練されてゆく鍵となるからである。

【註】

- 1) 教職員が児童・生徒・学生（以下生徒とする）に対するセクシャル・ハラスメントは、概して二つに類別される。それは大学におけるセクシャル・ハラスメントと、小・中学校・高校等の学校におけるそれであり、前者はキャンパス・セクシャル・ハラスメント、後者はスクール・セクシャル・ハラスメントと呼ばれる。ここでは特にスクール・セクシャル・ハラスメントに注目する。

ここでは紙数に限りがあるため、スクール・セクシャル・ハラスメントと

の相違については論じることが出来なかった。キャンパス・セクシャル・ハラスメントに関する調査と、この調査を踏まえた問題提起については「キャンパス・セクシャル・ハラスメントに対する取り組みの現状と課題」研究グループ編『大学におけるセクシャル・ハラスメント防止対策の現状と課題—調査からみる全国369大学の取り組み』2002年を参照のこと。

- 2) 「無徴化」とは、筆者の造語である。これは本書のテーマに沿って定義しておくならば、教職員との関係において自己が「生徒」に属していると意識し、教職員に向ける態度も「生徒」として従順に振る舞っているにもかかわらず、当の教職員からは一方的に「セクシュアリティの対象」としてカテゴリー化され、「生徒」が自己を表象する属性として重視されなくなることである。この概念については拙著（玉井1997）を参照されたい。
- 3) 燃え尽き症候群ともいわれるこのバーンアウト（burnout）とは、医療、教育、福祉といった公共サービスの活動領域において、それぞれの職務に従事する看護師、教職員、ヘルパーに代表される人々が、仕事を通して日常的に強いストレスを長期にわたり経験することのために引き起こされる病的傾向のことを指す。まるで「燃え尽きたかのように」仕事に対する意欲を失うことである（久保2004）。またカウンセラーが相談相手の身に降りかかった被害を、まるで自分自身が被ったかのように受傷する精神的症状は、二次的外傷ストレスといわれる（Kleber他 1995）。
- 4) 女性教職員に性役割期待をしている点において、「教育制度の構造的セクシャル・ハラスメント」（橋本2003：87-88）を踏み越えられてはいない。

【参考文献】

- G. H.ミード 1991「自我の発生と社会的コントロール」船津 衛・徳川直人編訳『社会的自我』恒星社厚生閣
- 橋本健二 2003『階級・ジェンダー・再生産 現代資本主義社会の存続メカニズム』東信堂
- 宝月 誠 1998『社会生活のコントロール』恒星社厚生閣
- 2004『逸脱とコントロールの社会学』有斐閣アルマ
- 伊田久美子・木村涼子・熊安貴美江、戒能民江、牟田和恵（「キャンパス・セクシャル・ハラスメントに対する取り組みの現状と課題」研究グループ）2002『大学におけるセクシャル・ハラスメント防止対策の現状と課題—調査からみる全国369大学の取り組み』
- Kleber, Rolf, Figley, Charles. & Gersons, Berthold. 1995 *Beyond Trauma : Cultural and Societal Dynamics*. Plenum Press
- 久保真人 2004『バーンアウトの心理学』サイエンス社

- 箕面市人権教育研究会共・生の教育専門部会 2004『学校でセクシャル・ハラスメントが起こったら=子ども支援マニュアル=』
- 森 陽子 2003「学校教育の中の性」『ジェンダー・セクシュアリティ・制度』ミネルヴァ書房 pp179-192
- 玉井真理子 1997「『部落出身』であると同時に『女性』であること」国立婦人教育会館研究紀要 vol. 1 pp49-57